

健発1030第3号  
平成21年10月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について

特定疾患治療研究事業については、昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部及び別表1を別添新旧対照表のとおり改正し、本日から下記の疾患を本事業の対象として追加するとともに、同通知の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」を改正し、同日から適用することとしたので通知する。

記

- ・家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
- ・脊髄性筋萎縮症
- ・球脊髄性筋萎縮症
- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・肥大型心筋症
- ・拘束型心筋症
- ・ミトコンドリア病
- ・リンパ脈管筋腫症（LAM）
- ・重症多形滲出性紅斑（急性期）
- ・黄色靭帯骨化症
- ・間脳下垂体機能障害

（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症、下垂体機能低下症）